

平成 27 年

第 3 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成 27 年第 3 回志賀町議会定例会会議録

平成 27 年 9 月 1 日、第 3 回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前 10 時 0 分 開会)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	岩 井 虎 男
企 画 財 政 課 長	増 田 廣 樹

税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	山 本 政 人
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜 村 大
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	北 富美夫
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議 会 事 務 局 長	安 田 朗
議 会 事 務 局 参 事	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第 18 号、議案第 59 号ないし第 76 号及び認定第 1 号
ないし第 12 号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第 72 号及び第 73 号 (質疑、委員会付託、討論、採
決)

(開 会 ・ 開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 27 年第 3 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

越後敏明議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、7 番 南政夫君、8 番 下池外巳造君を指名します。

日程第 2 会期の決定

越後敏明議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 17 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 17 日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

越後敏明議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第 4 町長提出 報告第 18 号、議案第 59 号ないし第 76 号及び認定第 1 号ないし第 12 号 (提案理由説明)

越後敏明議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第 18 号、議案第 59 号ないし第 76 号及び認定第 1 号ないし第 12 号を一括して議題とします。

以上の案件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

越後敏明議長 小泉町長。

小泉勝町長 平成 27 年第 3 回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と本議会に提案しました案件の概要等についてご説明をいたします。

はじめに、本日、志賀町は新町発足から 10 年という記念すべき日を迎えま

した。議員の皆様をはじめ、町民の皆様、関係各位には、これまでのご支援とご協力に対しまして、改めて御礼と感謝を申し上げます。私が町長に就任してからは、健全財政の確立を目指した行財政改革の取り組みを推進しながら、すべての町民が安心して住み続けられるまちづくりのための総合計画を実現すべく、企業誘致をはじめとする各種施策に取り組み、さらなる町政発展に全力を注いでまいりました。

行財政改革では、基金の積み増しや町債の繰り上げ償還、定員適正化による職員数、職員給与費の削減、補助金や公の施設の見直しなどの取り組みを推進し、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の総額では、約 27 億円の行政コストの節減をすることができました。また、福祉や保健、医療、子育て、教育などの分野において、町民サービスの向上を図るとともに道路や上下水道などの社会基盤の整備、農林水産業、商工業や観光の振興などにも積極的に取り組み、それぞれの施策において一定の成果を挙げることができたと考えております。

しかしながら、少子高齢化や人口減少などに対応したまちづくりのためには、解決しなければならない課題が山積をしております。国においては、少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域が活力ある社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、昨年 12 月に総合戦略を策定しております。

本町においても、安定した雇用の創出、志賀町への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育てへの希望をかなえる、時代にあった地域をつくり安心な暮らしを守る、といった 4 つの視点を基本として、将来にわたって活力ある志賀町を創生していくための志賀町創生総合戦略の策定に取り組んでいくところであり、

先月 4 日には、産業界や大学、金融機関等の様々な分野から選出された委員で構成する志賀町創生総合戦略等策定委員会を開催したところであり、今後、委員の皆様幅広いご意見をお聴きしながら、適宜、議会の皆様にもお諮りをし、10 月末を目途に総合戦略を取りまとめたいと考えております。また、活力ある志賀町を創生していくためには、特に志賀町への新しい人の流れをつくること、すなわち移住定住人口、さらには交流人口の拡大が重要であります。

まず、移住定住の促進についてであります。本年2月より高浜東部地区で進めてきた、32区画のみらいとうぶ住宅地造成事業につきましては、本体工事をほぼ終え、消雪の配管工事と舗装工事を残すのみとなり、10月末で完了する見込みであります。完了後には、用地の確定測量を実施し、開発行為の工事完了に係る県の承認を得て、12月から分譲を開始する予定であります。

分譲開始にあたっては、志賀町に住みたいと思っただけのような施策、情報発信が大切であり、町としては、これまで以上に魅力のある奨励金制度を創設するとともに本町の教育や子育て環境など、魅力ある施策をPRしながら、特に町外から若い世代の移住定住を促進していきたいと考えております。

また、移住定住の促進と住環境の保全対策の視点から、空き家の有効活用と老朽家屋対策を総合的に進めていきます。去る5月26日、空家対策等の推進に関わる特別措置法が全面施行される中、町では、空き家の有効活用と老朽家屋対策を総合的に推進するため、各区長に空き家の調査を依頼し、現在524の空き家の報告を受けております。この結果を踏まえ、本年度さらに詳細な現況調査と所有者の特定を進め、空き家情報の管理と活用が行われるようデータベース化を図っていきます。

その後、空家等対策計画の策定に向けた関係各課による庁内連絡会議の開催や有識者等で構成する空家対策協議会を設置し、適正な対策を実施できるよう取り組みを進め、危険な老朽家屋については、建物所有者に対し適正管理の助言や指導などを行い、住環境の悪化や危険防止に努めていきます。また、利活用が可能な建物については、所有者のご理解をいただき、移住定住の受け皿とするなど有効活用できる方策も検討していきたいと思っております。

続いて、交流人口の拡大についてであります。

北陸新幹線金沢開業等により、本県を訪れる観光客は、前年より格段に増加しており、本町においては、4月から6月までの3か月間の宿泊客数は、約1.4倍の8万8,000人余り、日帰りの入込客数は、約1.3倍の27万3,000人と、いずれも大幅に増加しております。

さらにレンタカー利用者宿泊助成制度の5月から7月までの延べ利用者数は、約2.3倍の607人となっております。利用目的の内訳では、ビジネスが129人、観光が478人で、新幹線開業以降は、観光目的に利用される方が大幅に増え、

3倍以上となっております。今後も、県や関係機関と連携しながら積極的なPR活動などを行い、本町の素晴らしい地域資源、特に本町ならではの食の魅力を広く発信し、観光誘客に努めていきます。

また、志賀町への新しい人の流れをつくっていくためには、新たな取り組みも必要となってきます。最近では、宿泊費がかからず、時間に束縛されない利点から、RV車やキャンピングカーで車中泊をしながら旅をするというスタイルが普及してきており、このような方々のために電気設備を完備した有料駐車場、いわゆるRVパークが全国で設置されてきております。

このような状況の中、先般、日本RV協会から、道の駅とアクアパークシ・オンの駐車場が、トイレ、入浴施設、買い物施設が周辺にあり、RVパークを設置する条件として適切であるとのことから、電気設備等の整備についての要望がありました。これを受けて、町として検討した結果、道の駅機能の充実と有効利用等の観点から整備を行うこととしました。

道の駅にRVパークを整備するのは、北陸では初めてであり、約7,000人が加盟する日本RV協会運営のホームページや雑誌のほか、マスコミ等でも広く紹介してもらうことにより、町の知名度と道の駅の魅力アップを図り、交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、優良特産品推奨事業についてであります。

今年度から、経済産業省の事業メニューを活用して新たに取り組んでいる志賀町優良特産品推奨事業は、6月1日に委員会を設置し、推奨基準、情報の発信方法、販路の拡大策などについて検討、協議を重ねてきたところであります。本日、9月1日から、町の特産品にふさわしい地場産品の募集を開始しておりますが、町広報紙やホームページ、関係団体への案内などにより広く募集のうえ、今年度中に優良特産品を推奨していく予定であります。

この事業を通して、本町の看板商品となるような観光みやげ品や贈答品を誕生させ、PRの手法の一つとして、ふるさと納税の返礼品として活用することも検討しながら、特産品のブランド力の向上、さらには農林水産業、商工観光業の振興と発展につなげていきたいと考えております。

続いて、志賀町プレミアム商品券についてであります。

地元消費の拡大、地域経済の活性化を図るため、国の交付金を活用して実施

した志賀町プレミアム商品券については、6月7日から販売を開始し、18日間で1万8,000セットを完売することができました。販売総額は1億9,800万円となりますが、8月末現在で約75パーセントにあたる1億5,000万円余りが既に利用されており、地元の消費拡大につながり、大きな経済効果があったものと考えております。なお、この商品券の利用期限は、本年11月30日までとなっており、残すことなくご利用いただくためにも広報等で周知を図っていきます。

次に、教育環境の整備向上についてであります。

まず、志賀小学校の校舎棟新築工事の状況であります。普通教室棟では、屋根瓦を葺き終え、1階から3階までの壁や天井の内装工事が、また、玄関ホールや職員室のある特別教室棟では、屋根工事に併せて、1階、2階の内装工事が行われております。8月末現在の進捗率は、約58パーセントとなっており、来年1月の完成に向け、計画どおり順調に工事が進められております。

学校運営に関するソフト面では、6月下旬から7月上旬にかけて、保護者や地域の関係者に対して、スクールバス運行計画案の説明会を行いました。現在、各地区から出された意見や要望を踏まえ、最終的な運行計画を策定中であります。また、校訓、教育方針についても現在作成中であり、さらに、今後新小学校の歴史の幕開けにふさわしい開校式典の開催に向け、検討に入る予定をしております。

また、中学生の学力向上と保護者が負担する教育費の軽減を図ることを目的に、本年度新たに実施した学習支援事業サマースタディについては、先月20日から31日までの期間中、金沢大学等の学生12人に講師として協力いただき、志賀中学校、富来中学校の3年生、46人が参加して実施されました。

受講した生徒からは、普段だったら諦めてしまうような問題でも、個別指導で分かりやすく丁寧に教えてくれてよく理解できた、集中して取り組める環境でよかった、などの声が聞かれ、来春受験を控える生徒達の学力の向上につながったものと考えております。町としては、教育委員会と連携をし、引き続き追い込み時期の冬休み期間中にもウインタースタディを開講し、中学生の学習支援を実施していきたいと考えております。

続いて、社会保障・税番号制度の取り組みについてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく制度のことであり、いわゆるマイナンバー制度と呼ばれるものであります。税負担の公平性、社会保障給付の適正化等を目的としており、主に税、社会保障及び災害対策の分野で利用されます。

来月から、国民一人ひとりに個人番号が通知をされ、来年1月以降、希望者への個人番号カードの交付が始まります。本カードは、各種の申請手続において活用されていくこととなりますので、町では、円滑な運用が行われることはもちろん、情報漏えい等が起こらないよう厳重な管理体制を整えるとともに、町民の皆様に制度の周知を図っていきます。

次に、国勢調査についてであります。

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われている国勢調査が10月1日を基準日として全国一斉に実施されます。国勢調査は、国の将来の姿を見通していくための最も基本的な統計調査であり、調査結果の人口等は、町の収入の根幹をなす地方交付税の算定に用いられるほか、各種行政施策の策定、推進に広く活用されますので、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、正確かつ円滑に調査を実施していきたいと考えております。

なお、今回の調査から、これまでの調査員による回収、郵送に加え、インターネットによる回答も可能となりましたので、いずれかの方法で必ず回答いただくようお願いをするものであります。

次に、イノシシ対策についてであります。

去る7月、静岡県西伊豆町において、電気柵による感電で二人の方が亡くなるという痛ましい事故が発生したことを受けて、本町では、イノシシ対策のための電気柵の設置状況について総点検を行いました。その結果、家庭用電源から引き込みをしているものはなく、設備基準等で定められた漏電遮断機能が付いた装置が適正に設置されていることを確認したところであります。

また、被害対策については、これまで電気柵や檻わなの設置、バッファゾーンの整備、成獣1頭につき2万円の捕獲奨励金制度の創設、さらには、本年度、檻わなを20基から35基に増設するなどの対応を実施してきました。これらの取り組みの成果が、本年4月以降、予想以上の捕獲実績に表れてきており、中でも、稲穂が成長してきた8月には、16頭も捕獲することができました。

イノシシ被害の抜本的な対策は、捕獲による個体数の減少が最も効果があると考えており、今後も地元、猟友会、農協などと一体となって、捕獲に力を入れていきます。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

去る7月17日、志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者による第7回評価会合が開催されました。評価会合では、敷地内破砕帯について、活動を肯定する明確な根拠は見いだせないが、変位・変形を生じた可能性は否定できない等とする評価書案が提示されました。北陸電力では、この評価書案に対し、追加実施した調査結果を総合的に考慮しておらず、合理的な判断とは言いがたいとして、8月10日に有識者会合に対し、意見書を提出しております。

今後、他の専門家による検証会合であるピア・レビュー会合を経て規制委員会に報告されたあと、新規制基準への適合性審査において、重要な知見の一つとして参考にされ、総合的な判断がされることとなります。町としては、現在、審査の途中段階であることから、今後の推移を注視しているところであり、国に対しては、科学的根拠に基づいた公平公正な評価と、結果については、地域住民の納得が得られるよう、しっかりと説明責任を果たすことを求めています。

続いて、石川県志賀オフサイトセンターの新築・移転についてであります。

平成25年度から県が整備を進めていた志賀オフサイトセンターが完成をし、8月3日に運用を開始しました。福島第一原発事故を踏まえ、オフサイトセンターの設置要件が、原発から20キロ未満から5キロ以上30キロ未満に改められたことにより、志賀原発から約9キロに位置する西山台に移転整備したものであります。

今後、緊急時以外は、原子力防災訓練の拠点施設として活用されることとなりますが、町としては、今後とも住民の安全安心を確保するため、緊急事態に備え、国、県、関係市町、防災関係機関等との連携強化に一層努めていきたいと考えております。

それでは、本定例会に提案を申し上げご審議いただく案件について、順を追ってその大要をご説明申し上げます。

本定例会に提案を申し上げ、ご審議いただく案件は、専決処分の報告1件、平成27年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の一部改正、工事請負契約の締結、町道認定など18件の議案並びに平成26年度の各会計決算に係る認定12件、合わせて31件であります。

報告第18号 専決処分の報告については、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

本年6月9日、町道第104号国道旭ヶ丘線の高浜町地内において、職員の運転する公用車が国道249号に進入しようとした際、前方に一時停止していた和解の相手方が所有する車両に追突し、その一部を破損した事故について、7月7日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

議案第59号から議案第66号までは、平成27年度の各会計の補正予算であります。

議案第59号 平成27年度志賀町一般会計補正予算（第2号）については、歳入では、平成26年度決算における繰越金や普通交付税の交付決定に伴う増額が主なものであります。歳出では、職員の定期異動に伴う職員給与費の補正や国県補助金などの増額配分を受けて、赤崎・赤住漁港の水域施設保全計画策定費の追加や道路整備交付金による橋梁補修費及び町道舗装補修費などを増額するほか、観光施設改修費や学校図書館システム整備費、地区公民館改修事業費、企業立地補助金などの計上を主として所要額を補正するものであります。

議案第60号 平成27年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、平成26年度決算剰余金を繰越金に計上をし、歳出では、基金積立金の増額補正を行うものであります。

議案第61号 平成27年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、平成26年度決算剰余金を繰越金に計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

議案第62号 平成27年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、職員の定期異動に伴う職員給与費及び県道拡幅工事に伴う支障物件移転費等の所要額を補正するものであります。

議案第63号 平成27年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、国庫補助金の内示額の確定に伴い工事請負費を減額するほか、

ポンプ施設等の修繕のため管理費を増額するものであります。

議案第 64 号 平成 27 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、平成 26 年度決算剰余金に伴う繰越金及び低所得者保険料軽減繰入金を計上するほか、支払基金交付金等の追加交付に伴う補正で、歳出では、包括的地域支援事業の生活支援体制整備事業費及び地域ケア会議推進事業費の計上のほか、国庫支出金等返還金の増額を行うものであります。

議案第 65 号 平成 27 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、平成 26 年度決算剰余金に伴う繰越金及び基金繰入金を計上し、歳出では、職員の定期異動に伴う職員給与費及びデイケア送迎車両の更新に伴う備品購入費等の補正を行うものであります。

議案第 66 号 平成 27 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、落雷等により破損したケーブルテレビ接続機器の災害共済給付金を計上するほか、一般会計繰入金の減額、歳出では、職員の定期異動に伴う職員給与費等の減額のほか、破損した I P 音声告知端末及び保守点検において破損が確認された引込線等の修繕費、並びに矢田地内の防災行政無線屋外子局の移設費等を増額するものであります。

議案第 67 号から議案第 71 号については、条例の一部改正であります。

議案第 67 号 志賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について、適正な取扱いの確保並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための所要の改正を行うものであります。

議案第 68 号 志賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災を受け、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、対象遺族の支給順位の見直し等を行うものであります。

議案第 69 号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再発行手数料の規定を追加するものが主なものであります。

議案第 70 号 志賀町地域振興拠点施設条例の一部を改正する条例について

は、アクアパーク シ・オンの駐車場にRVパークを設置し、使用料の規定を追加するものであります。

議案第 71 号 志賀町公共下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の改正により、引用している条項を改正するものであります。

議案第 72 号及び議案第 73 号については、いずれも放射線防護対策工事に関する工事請負契約の締結についてであり、緊急時に即時避難が困難な要配慮者が避難体制が整うまでの間、一時的に屋内退避を行う施設を整備するもので、防護区画の気密性を高め、放射性物質を取り除く特殊ファイル付きの空調設備を設置するなどの防護対策工事を実施するものであります。

議案第 72 号 工事請負契約の締結については、町立富来小学校放射線防護対策工事で、志賀町富来領家町の寺井建設株式会社 代表取締役 寺井裕と 1 億 6,475 万 1,840 円で請負契約を締結するものであります。

議案第 73 号 工事請負契約の締結については、志賀町文化ホール放射線防護対策工事で、志賀町高浜町の南建設株式会社 代表取締役 北省一と 1 億 1,653 万 2,000 円で請負契約を締結するものであります。

議案第 74 号及び議案第 75 号については、志賀町道路線の認定についてであります。

議案第 74 号は、都市計画道路高浜東部団地線を町道路線として認定するものであります。

議案第 75 号は、高浜東部地区の定住促進住宅地造成事業に伴い、整備している住宅団地内の道路を町道路線として認定するものであります。

議案第 76 号 平成 26 年度志賀町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、未処分利益剰余金のうち、15 億 9,506 万 6,758 円を資本金に組み入れるものであります。

認定第 1 号から認定第 12 号までについては、平成 26 年度の一般会計など 12 会計の決算について、関係法令の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定を求めるものであります。なお、決算の内容については、別途説明をさせていただきますので、本日の説明は省略させていただきます。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私または関係職員が説明にあたりま

すので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

すいません、訂正をさせていただきます。

5 ページの優良特産品推奨事業についてで、8 行目、「今年中」を「今年度中」と言いましたので、今年中にです。それを訂正させていただきます。それと、11 ページの議案第 59 号の上から 6 行目、「追加や道整備交付金」と言うのを「道路」と言ったそうなので、それも訂正させていただきます。以上です。

越後敏明議長 説明を終わります。

日程第 5 町長提出 議案第 72 号及び第 73 号（質疑、委員会付託、討論、採決）

越後敏明議長 次に、ただ今、町長から提出されました案件のうち、議案第 72 号 工事請負契約の締結について「町立富来小学校放射線防護対策工事」、及び第 73 号 工事請負契約の締結について「志賀町文化ホール放射線防護対策工事」、を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

越後敏明議長 これより、両案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

越後敏明議長 お諮りします。

両案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

（ 討 論 ）

越後敏明議長 これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第 72 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 73 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(休 会)

越後敏明議長 次に、休会の件についてお諮りします。

議案調査等のため、明 2 日から 7 日までの 6 日間は、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、明 2 日から 7 日までの 6 日間は、休会することに決しました。

次回は、9 月 8 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前 10 時 35 分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第 27 号

入札結果報告について

(平成 27 年 8 月 5 日 3 件)

(平成 27 年 8 月 26 日 11 件)

2 議長報告第 28 号

健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書について

3 議長報告第 29 号

委員会調査報告について

- ・ 定住対策特別委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

4 議長報告第 30 号

例月出納検査の結果について

(平成 27 年 7 月 24 日実施分)

(平成 27 年 8 月 24 日実施分)

5 議長報告第 31 号

平成 26 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について